

誓約書

和歌山県農林水産部長 様

私は、和歌山県育成甘がき「紀州てまり」及び「紀州あかね」（以下「本かき」という。）の生産者登録を申請するにあたり、下記の事項を確認し、遵守することを誓約します。これに反した場合、生産者登録を取り消されても異議を申し立てません。

記

- 1 私は、本かきを和歌山県以外で生産しません。
- 2 私は、本かきの果実以外の一切を有償・無償に関わらず第三者に譲渡及び県外・国外への持ち出しをしません。また、種苗法等に基づき罰則を科せられても異議を申し立てません。

本かきについては、登録生産者以外の生産は認められていません。育成者権を侵害すると、生産者登録の取消及び種苗の廃棄請求を行います。また、以下のような民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

- 育成者権の侵害例
 - ・育成者権者の許諾なしに、自家増殖した種苗を譲渡・販売（種苗法第21条第2項）
 - ・無断で譲受した本かき種苗を用いて、生産・譲渡・販売
 - ・県外・国外への持ち出し など
 - 民事請求
 - ・本かきの生産・販売等の差止（種苗法第33条）
 - ・無断利用によって育成者権者が被った信頼の低下を回復するための措置（種苗法第44条）
 - ・無断利用によって育成者権者が被った損害賠償（民法第709条） など
 - 刑事罰
 - ・10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはこれを併科。法人の場合は3億円以下の罰金（種苗法第67条、73条）など
- ※その他
生産者登録書を変造した場合は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金（刑法第155条）

- 3 私は、本かきを植栽したほ場から、本かきの果実以外の一切が流出しないよう、厳重に管理します。
- 4 私は、誓約書に違反する行為、不法と疑わしい生産や販売を発見した場合、和歌山県へ通報します。
- 5 私は、生産者登録の取消及び廃止をした場合、本かきの果実以外の一切を速やかに廃棄します。その際、譲渡又は貸付ける相手方がいて、生産者登録を受けていない者が継続生産する場合、生産者登録するよう相手方を指導します。
- 6 私は、本かきの利用において突然変異体を発見したときは、遅滞なく和歌山県に連絡し、指示に従います。また、指示に従って突然変異体を育成したときは、当該突然変異体の品種登録を受ける地位を和歌山県に承継します。
- 7 私は、種苗を和歌山県果樹育苗組合員である種苗業者から購入します。私は、種苗を購入する際は、生産者登録書を同育苗組合員である種苗業者へ提示します。私は、本かきから採取した穂木等を自家用の栽培向け増殖に用いる際は、和歌山県の許諾条件に従います。
- 8 私は、本かきの自家増殖を含む栽培面積を、種苗購入した場合は翌年度の5月31日までに、又、栽培面積の変更があった場合は5月31日までに、第6号様式又は電子申請システム等により果樹園芸課長に報告します。
- 9 私は、安全安心で高品質な果実の生産を行うとともに、流通段階における果実の傷みや品質低下の防止に細心の注意を図ります。
- 10 私は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

年 月 日

住所
氏名

（記名押印又は署名とする）